

地域まちづくり支援制度要綱・要領適用事前調整会設置基準

制 定 平成24年3月20日 都地ま第1830号（局長決裁）

最近改正 令和3年4月1日 都地ま第1400号（局長決裁）

第1章 総則

（会の目的）

第1条 横浜市地域まちづくり支援制度要綱（以下、支援制度要綱という。）に関する支援又は横浜市地域まちづくり支援制度要綱適用基準（以下、適用基準という。）における「市長が特に必要があると認めたとき（以下、市長の特例という。）」の適否を確認するため、地域まちづくり活動団体からの支援に関する申請書を受け付ける前に、あらかじめ地域まちづくり支援制度要綱適用事前調整会（以下、事前調整会という。）を開催する。

（事前調整会の構成）

第2条 事前調整会の構成は、別表第1のとおりとする。ただし、（あ）、（い）、（う）及び（お）欄において、当該区区政推進課まちづくり調整担当係長が出席できない場合は、事前に情報を提供し、意見等を聞くことでこれに代えることができる。

第2章 地域まちづくり活動団体（街づくり推進団体を除く。）への適用

（適用）

第3条 第4条から第7条までは、地域まちづくり活動団体のうち、街づくり推進団体を除く団体からの申請について適用する。

（事前調整会付議案件）

第4条 事前調整会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 支援制度要綱第3条に定めるまちづくりコーディネーター等の派遣
- (2) 支援制度要綱第4条第2項に定めるまちづくりコーディネーター等の派遣への補助員の同行
- (3) 支援制度要綱第10条に定めるまちづくりコーディネーター等への委託
- (4) 支援制度要綱第15条に定める地域まちづくり活動助成
- (5) 支援制度要綱第19条に定めるまちの不燃化推進事業活動団体に対する活動助成
- (6) 支援制度要綱第22条に定める地域まちづくり事業助成において、助成金の申請額が8万円未満のとき

2 次のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、事前調整会を省略することができる。

- (1) 前項第1号について、支援制度要綱第3条第1項の規定により、地域まちづくり活動団体に対し、支援制度要綱第3条の2第1項に定める派遣期間内、かつ支援制度要綱第3条の2第3項に定める派遣回数以内で、まちづくりコーディネーター等1人を派遣するとき
- (2) 支援制度要綱第3条第4項の規定に基づき、ヨコハマ市民まち普請事業に関する検討を行う団体に、まちづくりコーディネーター等を派遣するときで、かつ前項に該当するとき

(事前調整会の進行等)

第5条 事前調整会の司会は、地域まちづくり課担当課長が務めるものとする。ただし、次にあげるものを含む内容が付議された場合を除き、地域まちづくり課担当係長（支援制度担当）が代行できるものとする。

- (1) 支援制度要綱第2条第2項第1号サの規定により、その他地域まちづくりに関する活動（ヨコハマ市民まち普請事業に関する検討及び地域交通サポート事業に関する検討は除く。）を地域まちづくり活動として扱うとき（適用基準2-1）
- (2) 支援制度要綱第3条第2項の規定により、まちづくりコーディネーター等を同時に2人派遣するとき（適用基準3-1）
- (3) 支援制度要綱第3条第4項の規定により、地域まちづくり活動を行う団体に対し、まちづくりコーディネーター等1人を派遣するとき。ただし、ヨコハマ市民まち普請事業に関する検討は除く。
- (4) まちづくりコーディネーター等の派遣期間が、同一の活動で支援制度要綱第3条の2第1項に定める通算5か年の限度を超えるとき（5か年の限度を超えたら1年ごとに付議するものとする。）（適用基準3-4）
- (5) まちづくりコーディネーター等の派遣回数が支援制度要綱第3条の2第3項に定める12回の限度を超えるとき（適用基準3-7）
- (6) 横浜市地域まちづくり活動支援事業実施要領（以下、支援事業要領という。）第3条第1項第13号に定める活動を含めるとき
- (7) まちづくりコーディネーター等への委託費が支援制度要綱第11条第3項の適用を受けるとき
- (8) まちづくりコーディネーター等への委託の期間が支援制度要綱第12条に定める通算3か年の限度を超えるとき（適用基準3-10）
- (9) 支援事業要領第8条の規定により、地域まちづくり支援事業と地域まちづくり相談事業を同時に行うとき
- (10) まちの不燃化推進事業活動団体に対する助成金交付要領（以下、まちの不燃化要領という）第3条第1項第12号に定める活動を含めるとき
- (11) 支援制度要綱第15条第2項の規定により、プラン又はルールの方策等以外の地域まちづくり活動を行う地域まちづくり活動団体に対して活動助成金を交付するとき（適用基準3-11）
- (12) 地域まちづくり活動助成の助成期間が支援制度要綱第16条に定める通算5か年の限度を超えるとき（適用基準3-12）
- (13) 地域まちづくり活動団体及びまちづくり支援団体等に対する助成金交付要領（以下、活動助成金要領という。）第3条第1項第12号に定める活動を含めるとき
- (14) 活動助成金要領第5条第1項ただし書の規定により、同項に定める申請書の提出期日を過ぎてから申請するとき
- (15) 活動助成金要領第7条第4項ただし書の規定により、同項に定める変更申請書の提出期日を過ぎてから申請するとき
- (16) まちの不燃化要領第4条第1項ただし書の規定により、同項に定める申請書の提出期日を過ぎ

てから申請するとき

(17) まちの不燃化要領第6条第4項ただし書の規定により、同項に定める変更申請書の提出期日を過ぎてから申請するとき

(18) 支援制度要綱第22条に定める地域まちづくり事業助成において、助成金の額が横浜市地域まちづくり事業助成金交付要領（以下、事業助成金要領という。）第3条第4項に定める10割の額を申請するとき

(19) 支援制度要綱第22条第2項第3号から第5号までの規定により、地域まちづくり事業助成を適用するとき（適用基準3-16）

(20) 地域まちづくり事業助成の助成期間が支援制度要綱第23条第1項に定める通算3か年の限度を超えるとき。ただし、まちの不燃化推進事業活動団体に対する事業助成は除く。（適用基準3-17）

(21) 事業助成金要領第4条第1項ただし書の規定により、同項に定める申請書の提出期日を過ぎてから申請するとき

2 前項の規定において、まちの不燃化推進事業活動団体からの申請については、地域まちづくり課担当課長を防災まちづくり推進課長に、地域まちづくり課担当係長（支援制度担当）は防災まちづくり推進課担当係長（制度担当）に読み替えるものとする。

3 事前調整会は、案件ごとに当該地区担当の係長若しくは職員又はヨコハマ市民まち普請事業担当の係長若しくは職員が随時招集するものとする。

4 当該事前調整会を招集した者は、第6条に掲げる資料等に基づいて、活動実績、今後のプラン・ルールづくりの活動計画等について説明するものとする。

（事前調整会資料）

第6条 事前調整会には、次の書類を提出するものとする。

(1) 共通

ア 申請書案

イ 区域図、活動概要、活動目的等の団体の概要を示す書類

ウ 活動計画書等のスケジュールを示す書類

エ 活動実績を示す書類（支援期間の限度を超える場合のみ）

(2) まちづくりコーディネーター等への委託

ア 団体の希望する支援項目を示す書類

イ 委託の概算額

(3) 地域まちづくり活動助成事業

ア 収支予算書案

イ 活動助成金要領第5条第4項に定める資料

(4) 地域まちづくり事業助成事業

ア 収支予算書案

イ 設計図等の整備事業の詳細が分かる資料

(開催記録)

第7条 地域まちづくり課制度担当は、開催記録の写しを事前調整会の会議を招集した職員へ提出するものとし、これをもって事前調整会の判断とする。

2 前項の規定において、まちの不燃化推進事業活動団体からの申請については、地域まちづくり課制度担当を防災まちづくり推進課制度担当に読み替えるものとする。

第3章 街づくり推進団体への適用

(適用)

第8条 第9条から第12条までは、街づくり推進団体からの申請について適用する。

(事前調整会の招集等)

第9条 事前調整会は、第10条の各号のいずれかを適用しようとする街づくり推進団体の活動対象地域の担当課（以下、当該地区担当課という。）課長からの要請を受けて、市街地整備調整課長が随時招集するものとする。

2 事前調整会において、当該地区担当課担当係長又は担当職員は、第11条に掲げる資料等に基づいて、活動実績、今後の活動計画等について説明するものとする。

(事前調整会付議案件)

第10条 事前調整会は、次の各号のいずれかの適用について判断が必要となったときに、原則として適用する年度ごとに開催する。

- (1) まちづくりコーディネーター等の派遣期間が、同一の活動又は内容で支援制度要綱第3条の2第1項に定める通算5か年の限度を超えるとき（適用基準3-4）
- (2) まちづくりコーディネーター等の派遣回数が支援制度要綱第3条の2第3項に定める12回の限度を超えるとき（適用基準3-6、3-7）
- (3) まちづくりコーディネーター等への派遣費用において支援制度要綱第4条第2項の規定を適用するとき（適用基準3-8）
- (4) まちづくりコーディネーター等への委託費において支援制度要綱第11条第2項又は第3項の規定を適用するとき
- (5) まちづくりコーディネーター等への委託の期間が支援制度要綱第12条に定める通算3か年の限度を超えるとき（適用基準3-10）
- (6) 街づくり推進団体への助成において支援制度要綱第17条第3項第1号ただし書き又は第4項の規定を適用するとき（適用基準3-13）
- (7) 街づくり推進団体への助成期間において支援制度要綱第18条第2項の規定を適用するとき（適用基準3-14）
- (8) その他特に事前調整会の判断が必要と認められるとき

(事前調整会資料)

第11条 事前調整会に提出する資料は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項の各号を付議する場合は、次のアからオの各号の書類を提出する。

ア 申請書案

イ 活動対象地域図、活動概要、活動目的等の団体の概要を示す書類

ウ 過年度までの活動実績を示す書類（活動対象地域における地権者等の活動内容に対する参加や同意の状況、事業化に向けた検討経過、地域のニーズに対応した公共・公益性の高い事業計画等）

エ 活動計画書等のスケジュールを示す書類

オ その他事前調整会が必要と認める書類

(2) 前条の第1項(6)(7)のいずれかを付議する場合は、(1)に加えて、次の書類を提出する。

ア 収支予算書案

(事前調整会の判断結果及び通知)

第12条 事前調整会における判断の結果は、出席者全員による決裁後の議事録の写しに代えることとし、市街地整備調整課長から当該地区担当課長あてに通知するものとする。

附 則（制定 平成24年3月20日 都地ま第1830号、局長決裁）

この適用基準は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算にかかる支援から適用する。

附 則（制定 平成25年6月28日 都地ま第666号、局長決裁）

この適用基準は、平成25年6月28日から施行する。

附 則（制定 平成25年6月28日 都地ま第666号、局長決裁）

この適用基準は、平成26年1月31日から施行する。

附 則（制定 平成26年4月1日 都地ま第2675号、局長決裁）

この適用基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（制定 平成28年1月27日 都地ま第1762号、局長決裁）

この適用基準は、平成28年1月27日から施行する。

附 則（制定 平成28年10月6日 都地ま第960号、局長決裁）

この適用基準は、平成28年10月6日から施行する。

附 則（制定 平成29年9月1日 都地ま第596号、局長決裁）

この適用基準は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（制定 令和3年4月1日 都地ま第1400号、局長決裁）

この適用基準は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 事前調整会の構成（第2条関係）

(あ) 地域まちづくり活動 団体 ^{※1} 及び支援制度 要綱第2条第2項第 1号サの活動 ^{※2} を行 う団体からの申請 (地域まちづくり課 担当地区)	(い) 地域まちづくり活動 団体 ^{※1} 及び支 援制度要綱第2条 第2項第1号サの 活動 ^{※2} を行う団 体からの申請 (都心再生課担当 地区)	(う) 地域まちづくり活 動団体 ^{※1} 及び支 援制度要綱第2条 第2項第1号サの 活動 ^{※2} を行う団 体からの申請 (横浜駅・みなと みらい推進課担当 地区)	(え) 街づくり推進団体か らの申請	(お) まちの不燃化推進事 業活動団体からの申 請
都市整備局地域まち づくり課担当課長 ^{※3}	都市整備局地域ま ちづくり課担当課 長 ^{※3}	都市整備局地域ま ちづくり課担当課 長 ^{※3}	都市整備局総務課法 制担当課長	都市整備局地域まち づくり課担当課長 ^{※3}
都市整備局地域まち づくり課当該地区担 当の係長若しくは職 員又はヨコハマ市民 まち普請事業担当の 係長若しくは職員	都市整備局都心再 生課長 ^{※3}	都市整備局横浜 駅・みなとみらい 推進課長 ^{※3}	都市整備局市街地整 備調整課長	都市整備局防災まち づくり推進課長 ^{※3}
当該区区政推進課ま ちづくり調整担当係 長	都市整備局都心再 生課当該地区担当 の係長又は職員	都市整備局横浜 駅・みなとみらい 推進課当該地区担 当の係長又は職員	都市整備局市街地整 備推進課長 (担当地区の審議の 場合は除く)	都市整備局防災まち づくり推進課当該地 区担当の係長又は職 員
地域まちづくり課担 当係長(支援制度担 当)	当該区区政推進課 まちづくり調整担 当係長	当該区区政推進課 まちづくり調整担 当係長	都市整備局市街地整 備推進課担当課長 (担当地区の審議の 場合は除く)	当該区区政推進課ま ちづくり調整担当係 長
地域まちづくり課担 当係長(プラン制度 担当) ^{※4}	地域まちづくり課 担当係長(支援制 度担当)	地域まちづくり課 担当係長(支援制 度担当)	都市整備局都心再生 課長 (担当地区の審議の 場合は除く)	防災まちづくり推進 課担当係長(制度担 当)
地域まちづくり課担 当係長(ルール制度 担当) ^{※4}	地域まちづくり課 担当係長(プラン 制度担当) ^{※4}	地域まちづくり課 担当係長(プラン 制度担当) ^{※4}	都市整備局横浜駅・ みなとみらい推進課 長 (担当地区の審議の 場合は除く)	地域まちづくり課担 当係長(プラン制度 担当) ^{※4}
地域まちづくり課担 当係長(予算執行管 理担当)	地域まちづくり課 担当係長(ルール 制度担当) ^{※4}	地域まちづくり課 制度担当係長(ル ール制度担当) ^{※4}	都市整備局市街地整 備調整課担当係長 (制度担当)	地域まちづくり課担 当係長(ルール制度 担当) ^{※4}
地域まちづくり課担 当係長(庶務担当)	都心再生課担当係 長(庶務担当)	横浜駅・みなとみ らい推進課担当係 長(庶務担当)	都市整備局市街地整 備調整課担当係長 (庶務担当)	防災まちづくり推進 課担当係長(庶務担 当)

※1 街づくり推進団体及びまちの不燃化推進事業活動団体は除く。

※2 地域交通サポート事業に関する検討を除く。

※3 第5条第1項に関する案件が付議された場合に出席する。

※4 地域まちづくり課担当係長(プラン制度担当)、地域まちづくり課担当係長(ルール制度担当)

については、必要に応じて出席とする。